

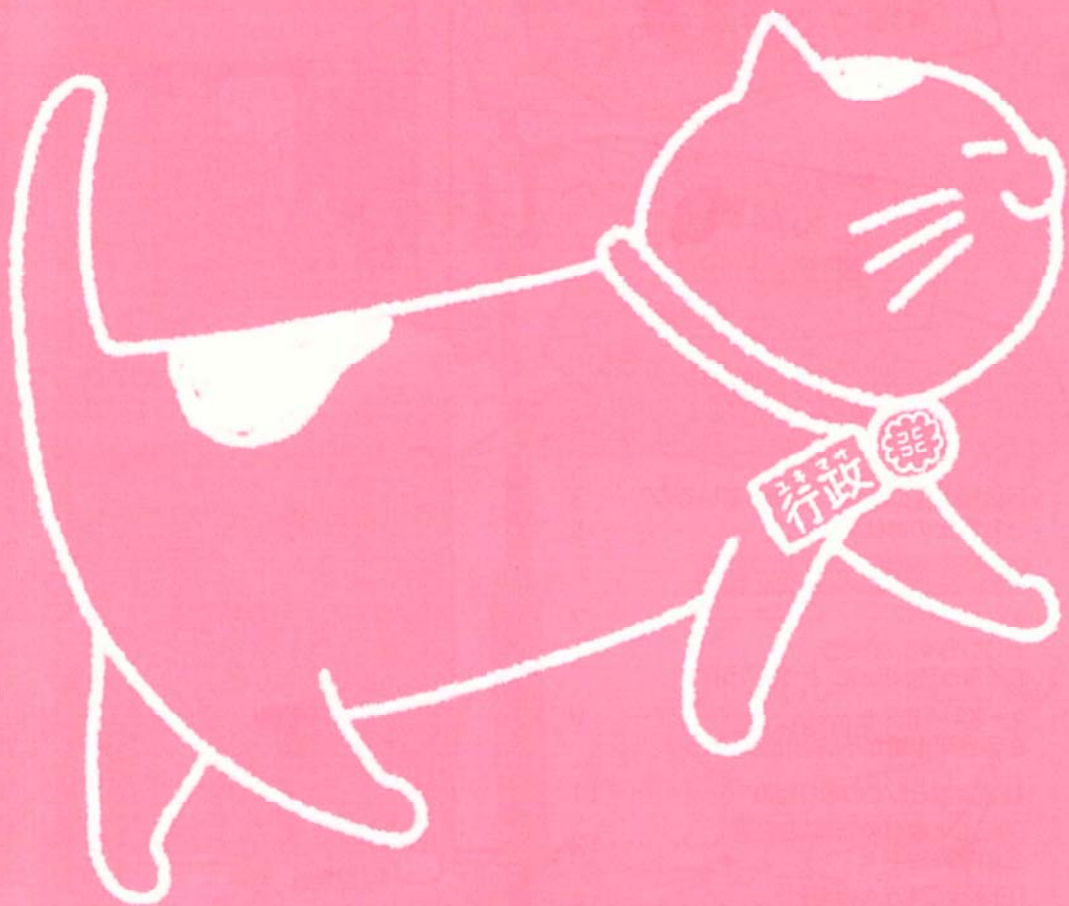
話して安心。もっと身近に、もっと気軽に。

保存版

行政書士 活用ガイド

お役立て下さい!!

ニャンともならない時に！ 頼れるユキマサ君



日本行政書士会連合会

ニャンとも知りたい!!暮らしのあれこれ。



ここはコスモス通り。

今日もいろんな「どうしよう!」が
街のあちこちから聞こえてくるよ。

暮らしに役立つ
法律って何だろう?

こんな時、どこへ
相談するの?

暮らしのことで
親身に相談に乗ってくれる人って
いないかしら?

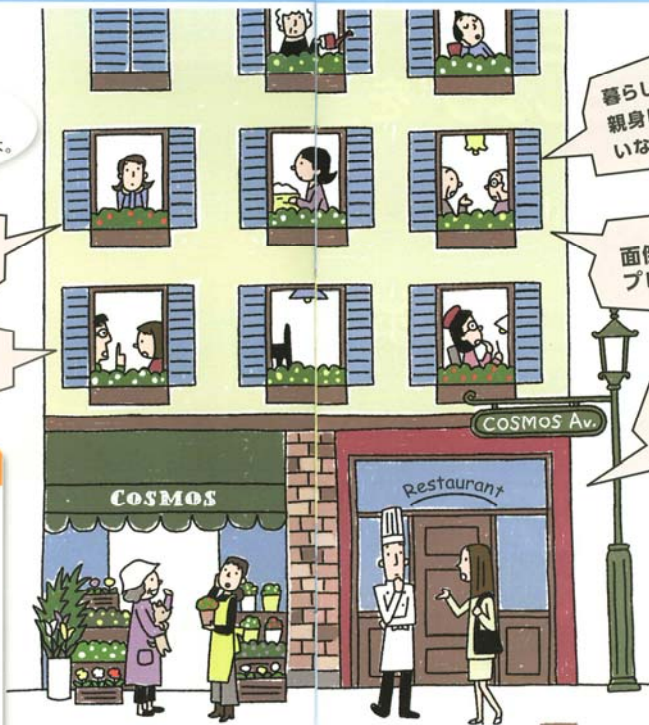
面倒な手続は
プロに任せたい!

ビジネスのことって
誰に相談したらいいの?

こんな時は
どうすればいいか。
ボクが解説するね。

目次

行政書士ってどんなことをしているの? ...	3
行政書士のお仕事マップ ...	5
もっと詳しくのぞいてみよう!	
ケース1 おじいちゃんが突然 亡くなってしまった。どうしよう!	7
ケース2 在留許可申請が不許可!どうしよう!	9
社会貢献としての取り組み ...	11
「暮らしと事業の無料相談会」 全国で実施中	13
「日本全国4万人の力」で お応えします!	15



「えがお」をつなぐ。「あした」を育てる。
あなたの側に「行政書士」

この街には、暮らしの いろんな“どうしよう”を 解決してくれる 「街の法律家」が いるんだよ。

「行政書士ってどんなことをしているの?」

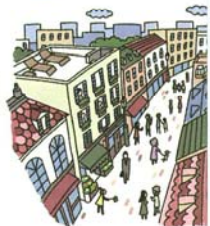
ってよく聞かれるんだけど、実は

ぼくたちの身近な「どうしよう」を解決してくれる「街の法律家」なんだ。

たとえば、相続について知りたいときや、在留資格を取りたいとき、

面倒な書類の書き方、その他、暮らしに密着したいろいろなことの

相談に乗ってくれるんだよ。



例えば...

こんな時、みんなの力になってくれるよ。

1. 相続について知りたい



残されたご家族が困らないよう、プロの視点から相続についてアドバイスします。また、相続財産の調査や遺産分割協議書の作成も行います。

3. 契約書を作りたい



大切な約束を書面に残すこと、後のトラブルを予防するためにも大切です。行政書士は契約書作成代理を行います。

5. 日本国籍を取得したい



日本国籍の取得にかかわる法務大臣への帰化申請や、さまざまな書面書類作成など、各種手続のアドバイスやお手伝いをします。

2. 遺言書をつくりたい



遺言は法律で定められた要件を満たす必要があります。みなさんの意志が正しく伝わるよう、行政書士が遺言書作成をお手伝いします。

4. 自動車の登録手続をしたい



自動車の購入や、引続きによる登録変更など、正しい取扱いに代わって行政書士が書類の準備や警察への手続、書類作成を行います。

6. 土地活用について相談したい



自分の土地であっても、都市計画法や建築基準法、農地法といった関連法規に注意が必要です。土地利用の手続、各種申請もご相談ください。

1. 外国人の雇用手続、就労ビザの申請



外国人を雇用する際の手続代行、ビザ、在留資格、雇用契約など、出入国管理に関する業務も、専門家である行政書士にお任せください。

3. 産業廃棄物処理業の許可申請など



厳格な手続が必要となる、産業廃棄物や一般廃棄物処理業の許可申請、更新などのお手伝いをします。

5. 著作権などの登録申請



著作物など、みなさんの大切な財産を守るのも行政書士の仕事です。著作権にかかわる各種申請や契約書の作成もお任せください。

2. 法人設立の手続



法人設立に関する業務は、行政書士の代表的な仕事のひとつです。株式会社や有限会社、財団法人、NPOなど、さまざまな法人設立のお手伝いをします。

4. 建設業許可申請や宅地建物取引業免許申請などの許可申請等



建設業の許可申請や宅地建物取引業の免許申請は、高い専門性が求められる分野です。間違いのない手続が行えるようサポートします。

6. 運送事業に関する許可手続



旅客輸送・物流事業に参入したい等、トラック・バス・タクシーの許可申請手続はお任せください。

ビジネスに役立つ

暮らしに役立つ

毎日の暮らしの中に私たちの仕事がいきています。





もっと詳しく
のぞいてみよう!

ケース1 遺産相続

おじいちゃんが
突然亡くなってしまった。
どうしよう!?

おじいちゃんが、脳梗塞で突然亡くなってしまいました。

おじいちゃんは小さいながら、町工場の創業者でもあり、

残された身内はおばあちゃん。

長男である私の父とその妻(私の母)、そして父は弟と妹がいます。

遺産相続は、どのようにすればいいのでしょうか。

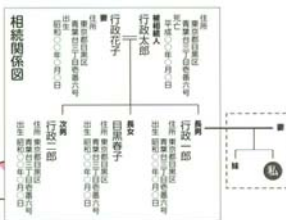


遺産の相続は、
それぞれの
パターンによって、
違うんだよ。



パターン.1

相続関係図の親族が、この場合の法定相続人であり、それぞれの法定相続分[※]は、花子(配偶者)が1/2、長男、長女、二男がそれぞれ1/6となります。



※法定相続分とは、法律の定めによる相続分

被相続人の財産を相続する人を相続人といい、民法では、その範囲(法定相続人)や相続できる順位、財産の取得割合が決まっています。

法定相続人の範囲	配偶者	子	親	兄弟姉妹
	夫または妻	子供がすでに死亡しているときは、その孫や小孫が相続人となります(代襲相続)	配偶者の親は含みません(親が死亡しているときは、祖父母)	

相続順位	法定相続人と法定相続分
第1順位	配偶者 1/2 子供 1/2 (人数で分けます)
第2順位	配偶者 2/3 親 1/3 (人数で分けます)
第3順位	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4 (人数で分けます)

パターン.2

「パターン.1」とは別に、相続人全員で協議し契約することにより、法定相続分とは違う配分をすることもできます。これを契約文書にしたものが「遺産分割協議書」です。

パターン.3

被相続人である行政太郎が、自分の財産の相続が開始された時(死亡の時)の配分方法等を、生前に指定しておくことができます。これが「遺言書」です。

遺言書には、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3種類があります。

「公正証書遺言」とは

遺言者の口述に基づき、

公証人が作成する遺言書です。

●公証人が筆記した遺言書を2人以上の証人に読み聞かせ、または閲覧させ、その筆記が正確なことを承認したあと、遺言者・証人が自署・押印し、さらにどのように遺言書が作られたかを公証人が付記します。

●遺言の原本は公証役場に保管されます。

●家庭裁判所の検認が不要です。

※遺言書を作成する場合、争いを防止するためには「公正証書遺言」がよいでしょう。



知って得する豆知識

「生命保険」の死亡保険金を受け取るとき、
契約内容によって税金の種類が変わってきます。

契約内容.A

契約者※1と被保険者※2が...

同一の場合▶[相続税]の適用
(受取人が相続人の場合、控除の適用あり)
相違する場合▶[所得税(一時所得)]の適用

契約内容.B

契約者と受取人※3が...

同一の場合▶[相続税]の適用
相違する場合▶[贈与税]の適用

○一般的に贈与税が一番高くなります。契約継続中であれば、
契約者と受取人は変更することができます。

※1.契約者=保険料支払人。 ※2.被保険者=保険の対象となる人。
※3.受取人=保険金受取人。

例えばこんな時も

困ったときの
Q&A

Q 花子おばあちゃんが2年前から認知症になっています。その場合(法律行為を判断する能力がない場合)の相続はどうなりますか?

A その場合、遺産分割協議をすることができませんので、相続ができません。親族の皆さんはもちろん困りますし、町工場の経営も非常に困難になってきます。そんなときは、花子おばあちゃんに成年後見人を選任する。法定後見制度を利用していただく方法があります。後見人が花子さんの意志や権利を尊重し、花子さんに代わって相続手続きを行います。



法定後見制度を
活用しよう。



ケース2 在留許可

在留許可申請が 不許可!どうしよう!?

やっと就職が決まり、在留資格の変更申請を行いました。
ところが、しばらく経って、入国管理局から呼び出しがあり、
出願したところ「不許可」の見込みであると言われて、
「在留準備期間」を与えられました。
私はどうしたら良いのでしょうか?

許可の条件を
充たしているか、
行政書士に
聞いてみよう。



知って得する豆知識

大学卒業までに就職先が決まらなかったり、
起業する準備が整わなかった場合、
その後の求職活動や、起業活動の為に
在留資格を得ることが可能です。



まずは何が悪かったのか、
どこに問題があったのか、
入国管理局に問い合わせましょう。
そして、どうしたら許可を得ることができるのか、
どのような職種なら
許可を得ることができるのかを検討し、
二度と同じ失敗を繰り返さないためにも、
専門家である行政書士に相談してください。



行政書士に依頼するメリット

1 入国管理局への出頭が免除になり、 時間と手間が節約できます。

在留許可に関する手続は、申請者本人が入国管理局に出向いて行うのが原則ですが、「申請取次行政書士」(*)に依頼した場合、本人の出頭が免除になります。申請者本人にとっては、会社や学校を休むことなく学業や仕事に専念できます。また、会社にとっても、わざわざ入管手続のために従業員を休ませることなく、業務への支障を回避することができず、入国管理局は年中混雑しており、簡単な更新手続でも、何時間も待たされることもありますので、この時間と手間を省略できることは大きなメリットといえます。

※「申請取次行政書士」とは、申請者本人に代わって申請書等を提出することを認められた行政書士。

2 煩雑な書類作成から解放されます。

入国管理局に提出する書類は、とても複雑で難しい内容です。申請取次行政書士は、この書類の作成を代行し、申請者を書類作成の煩わしさから解放します。

3 在留許可に関する手続について、 的確なアドバイスを行います。

申請取次行政書士は、入管業務に関するプロです。過去の豊富な経験や知識を活かし、迅速かつ的確にアドバイスいたします。



注意

申請取次行政書士に依頼した場合でも、必ず許可がとれる訳ではありません。行政書士の役割は、入国管理局が求める書類を収集したり、的確な理由書を書くことにより、在留資格の許可が出る確率を高めることです。

在留資格が法務省、
ビザは外務省の管轄にのみ!



例えばこんな時も

困ったときの

Q&A

Q 私は日本人で、中国留学中、中国人女性と知り合い交際していました。その後、私は帰国し日本で就職したのですが、遠距離恋愛が実ってこの度晴れて結婚することになりました。中国人女性との結婚はどのような手続で進められるのでしょうか? また、結婚後は日本で一緒に生活したいのですが、彼女の帰国手続はどうすればいいのでしょうか?

A まず、結婚の手続きですが、結婚できる年齢など結婚の条件は、「日本人は日本の法律」「中国人は中国の法律」に従います。結婚の手続は、「結婚を挙げる場所の法律」に従います。「中国で行えば中国の法律」「日本で行えば日本の法律」です。このように外国人との結婚は法律が関係してくるので、慎重に手続を行ってください。

つぎに、結婚相手の招へい手続ですが、まず、在留資格認定証明書の交付申請をあなたの住所を管轄する地方入国管理局に行います。在留資格「日本人の配偶者等」についての在留資格認定証明書が交付された場合は、その原本を中国の彼女(の時点では奥様です)に郵送します。奥様は現地の日本の大使館・領事館に在留資格認定証明書を提示してビザの申請を行います。その後、ビザが発給されるとようや来日できるようになります。

うまくやらないと来日まで
ない期間がかりそう...
在留資格とビザは違うんだね



「あなたの街の法律家」行政書士は、暮らしに根付いた、様々な活動を行っているよ。



ADRって
みんな知ってる？

行政書士会が開設する

ADR(裁判外紛争解決手続)センター

行政書士のADRは、裁判のように法律を適用して紛争を解決するのではなく話し合いによる手法で、対話から問題を抽出して要求を明確にし、利害調整しながら解決までをサポートします。

所定の経験とトレーニングを積んだ調停人に対応し、安価・迅速・満足感の得られる解決機関です。

主な紛争分野

- 外国人の職場・教育環境に関する紛争
- 自転車事故に関する紛争
- 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争
- 居住用住宅賃貸借物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

これからも専門性が必要とされる様々な分野に広がっていきます。



相談

行政書士は、「官公署に提出する書類」の他「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成やその相談も主要業務としています。これらの業務を通じ、行政書士は当事者間で将来、法的紛争が生じないよう事前に防ぐ「予防法務」の担い手となります。

- 行政書士業務の相談
- 自動車の車庫証明・登録(自動車税)に関する相談
- 外国人の国籍、雇用に関する相談
- 創業の手続に関する相談

無料相談会も開催しております。詳しくは次ページをご覧ください。

いろいろ活動してるよ。



これで安心だね



成年後見制度について

「成年後見制度」は認知症の方、知的障がいのある方など、判断能力の十分な方々を保護・支援するための制度です。判断能力が低下すると、介護施設を利用するための契約などの法律行為や財産管理などを自分ですることが困難になったり、悪徳商法の被害に遭わないかと不安になったりすることがあります。このような方々のために、代わりに契約をしたり、財産を管理したりして、支えていきます。

一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター

来るべき超高齢社会に向けて、より社会に貢献できる士業を目指し「一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター」を設立しています。制度の問題や人材の不足により、社会的弱者が不利益を被らないよう、他士業とも連携の取れる体制を整え、全国組織

を立ち上げました。

「街の法律家」行政書士が地域の福祉行政と積極的に関わりを持ちながら、書類作成の専門家として培った能力を存分に発揮し、みなさまの期待にお応えします。

自治体や各種公的な機関に 委員として参加しています

- 電子政府推進委員
- 公益認定等委員
- 電子政府推進委員
- 入札制度監視員 等
- 民事調停委員・家事調停委員



10月は「行政書士制度広報月間」

暮らしと事業の

「無料相談会」 全国で実施中!



困ったら、まずは相談してね!

お気軽に ご相談ください。



行政書士は、皆さんが生活をしていくうえで必要となる相続、土地活用、自動車購入、国籍、各種契約などの問題、また仕事や経営に関わるうえで避けて通れない雇用、会社設立、飲食店や産業廃棄物処理業、建設業許可申請などの案件のうち、

- ① 官公署に提出する書類、権利義務に関する書類及び事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む)の作成
- ② ①の書類の提出手続および①の書類に係る許可等に関する聴聞等における一定の行為について代理すること
- ③ 行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること
- ④ ①の書類の作成について相談に応ずることを業務としています。

行政書士は、依頼を受けた案件について最良の結果を出すために、地域の皆さんとの信頼関係を大切に、これらの業務にあたっています。身近に行政書士がいない場合は、都道府県ごとに設けられている行政書士会の事務局へ、お気軽にご相談ください。

「行政書士 電話相談」も実施しています。

お問い合わせは
お近くの行政書士会まで



2月22日は 行政書士の記念日です。

昭和26年2月22日は「行政書士法」が公布された日です。

「行政書士」は社会の調和を図り誠意をもって公正適正に職務を行うことを通じ、国民の生活向上と社会繁栄進歩に貢献することを使命としています。



行政書士をサポート
日本行政書士会連合会とは?

日本行政書士会連合会の沿革

日本行政書士会連合会(日行連)は、1953(昭和28)年2月の創設以来、1960(昭和35)年12月強制会、1971(昭和46)年12月の法人格付与を経て現在にいたる行政書士法上の法人であり(行政書士法第18条第1項)、全国47都道府県各々に設立されている行政書士会(単体会)によって組織されています。

日本行政書士会連合会の目的

日本行政書士会連合会は、行政書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに行政書士の登録に関する事務を行うことを目的としています(行政書士法第18条第2項)。

日本行政書士会連合会の活動

行政書士の研修
日本行政書士会連合会では、中央研修所を設置し、司法研修、知的財産権研修、法定業務研修等を行い、行政書士全体の能力向上に努めています。
また、全国の都道府県行政書士会においても、各地域に応じた研修を実施しています。

広報活動

日本行政書士会連合会では、ホームページやPRパンフレット・ポスター等を通じ、行政書士制度の普及、進歩に努めるとともに、国民の皆様のご相談にお応じしています。

月刊「日本行政」の刊行

行政書士制度等に関する最新の情報を掲載しています。

社会貢献

行政機関等に対し、国民の視点に立った各種の「意見書」等の提出を行っています。
また市民を対象にしたフォーラムも開催しています。

※全国会員数 41,577名(平成22年10月1日現在)



<http://www.gyosei.or.jp>





日本行政書士会連合会

兵庫県宝塚市安倉北3丁目5番18号

行政書士 北上事務所

日本行政書士会連合会

東京都目黒区青葉台3-1-6 行政書士会館 〒153-0042
TEL 03-3476-0031 FAX 03-3463-0507

2010.10.1